

リフォームかし保険
(増改築リフォーム保険)

重要事項説明書

(2024年2月1日以降の申込み用)

保険契約の重要な事項が記載されています

この保険は、住宅瑕疵担保履行法に基づいて保険法人として指定を受けたハウスメーカーが増改築リフォームを行うリフォーム事業者を対象に提供するものです。

本書には、保険の内容のうち重要なものを記載していますので、印刷版の提供を受けている場合は保険契約の締結後は「保険証券」と一緒に保管してください。

本書は保険の全ての内容を記載するものではありません。詳細は「約款集」で確認してください。

本書の内容に不明な点がありましたら、保険取次店や当社にお問い合わせください。

重 要

○ **必ず内容をご確認ください。(注文者は事故発生時など必要に応じて確認してください。)**

○ **主な免責事項など、関係者にとって不利益な情報が記載された部分を十分にご確認ください。**

リフォーム事業者は「保険概要説明書」を使用して、注文者に保証の概要と保険の内容のうち注文者に関わる部分を説明し、「契約内容確認シート」に記名押印を取り付け、申込時に提出してください。

ご案内

- 保険の申込みをポータルサイトで受け付ける場合は、本紙をweb上で表示して重要事項説明とします。入力フォームの確認欄にチェックを付けて、内容を確認したことを申告してください。
- 保険の申込みを郵送で受け付ける場合は、本紙の送付をもって重要事項の説明とします。申込時に内容を確認したことを申告してください。

「本書」では、次の各法律の名称を略称で使用します。

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律……(略称) 住宅瑕疵担保履行法
住宅の品質確保の促進等に関する法律……(略称) 品確法

■ 瑕疵担保責任とは

2020年4月1日に施行された改正民法では、「内容の明確化」の一環として「瑕疵」という表現をやめ、請負人や売主に法律上義務付けられる「瑕疵担保責任」について、判例による解釈を明確化するかたちで「契約不適合責任」に変更しました。

一方、品確法と住宅瑕疵担保履行法では、名称の定着等を踏まえて「瑕疵担保責任」や「瑕疵担保責任保険」という表現を引き続き使用しており、対象とする責任の範囲についても変更はありません。

具体的には、同時に改正された改正品確法では「種類または品質について契約の内容に適合しない状態」として「瑕疵」を、新築住宅の供給者が負う構造耐力上主要な部分等に対する担保の責任として「瑕疵担保責任」をそれぞれ定義し、改正住宅瑕疵担保履行法でも、品確法で定義した「瑕疵」や「瑕疵担保責任」の表現を引き続き使用しています。

重要事項説明書

保険契約の概要

1. 商品の名称

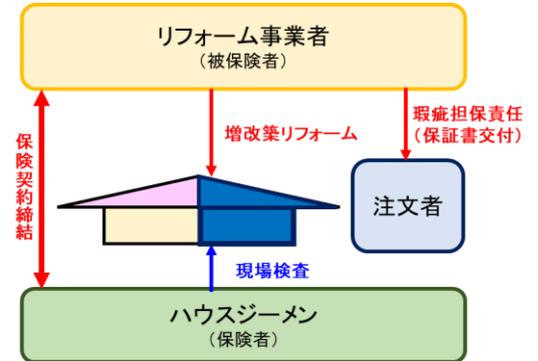
増改築リフォーム保険

(増改築工事に関する特約を付帯した住宅リフォーム瑕疵担保責任保険の略称です)

2. 保険契約の概要

(1) 保険を利用するリフォーム事業者

この保険は、実施する増改築リフォームの瑕疵を保証するリフォーム事業者が加入するものです。



この保険を利用するためには、事前に増改築リフォーム保険を利用するリフォーム事業者としての事業者登録が必要です。この事業者登録には増改築リフォームや新築工事の業務実績があること等の要件があり、1年更新で登録料がかかります。

(2) 増改築リフォーム保険を利用できる住宅

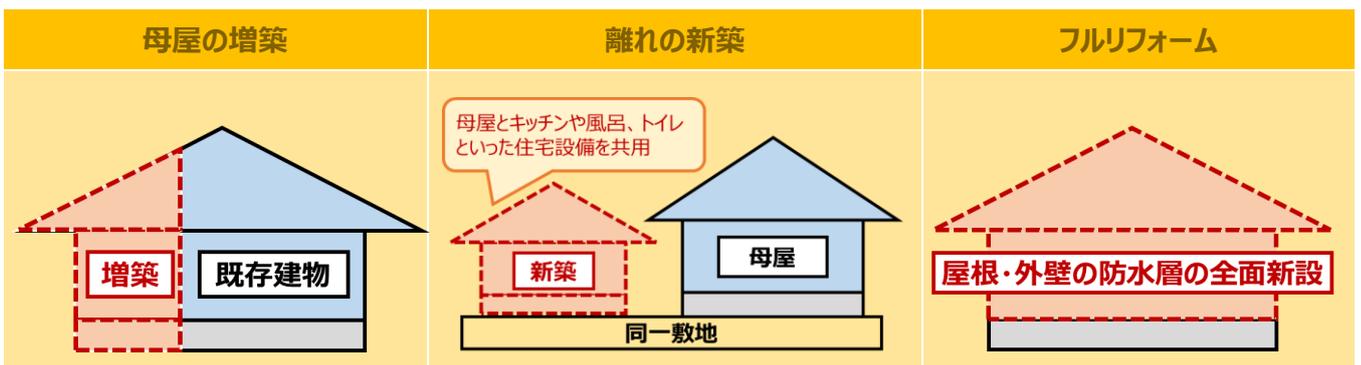
対象住宅	増築工事を行う場合は、住宅の規模等による制限はありませんが、フルリフォームを行う場合は、延べ床面積が1000㎡以上の共同住宅は、この保険を利用できません。
新耐震基準等の充足	構造耐力性能に関わる工事を行わないフルリフォームを行う場合を除き、増改築リフォームの完了後に住宅全体が新耐震基準等を満たしていることが必要です。

(3) 保険の対象となる増改築リフォーム

次のとおりです。なお、階数4以上の増築や増築部分に人の居住部分を含まないものは保険の対象となりません。

増築工事	母屋の増築	既存建物(母屋)の基礎を新設(増設)して上物を建築する工事が該当します。母屋の増築には、基礎の一部を撤去し、撤去部分の基礎を新設する工事を含まれます。また、同時に行う既存建物部分の工事を併せて保険の対象とすることもできます。
	離れの新築	同一敷地内にキッチンやトイレ、風呂といった住宅施設を既存建物(母屋)と共用する離れを新築する工事が該当します。
フルリフォーム		フルスケルトンリフォームや、基礎を残しての上物全体の改築工事などの屋根と外壁の防水層を全て新設するリフォーム工事が該当します。

離れの新築で、新築する離れがキッチンとトイレ、風呂を完備するなど、「独立した住宅」となる場合は、資力確保義務の対象となる新築住宅に該当するため、この保険ではなく新築住宅かし保険の対象となりますので事前にご確認ください。



(4) 増改築リフォーム保険の対象工事

対象	住宅の構造耐力上主要な部分等の工事	構造材の工事や屋根、外壁、サッシ等の工事
	住宅の上記以外の部分の工事 (住宅と一体となった設備の工事を含まず)	内装工事や、トイレ・ユニットバス等の住宅設備の工事
対象外	住宅と一体となっていない家具や設備の工事	タンスやテーブルといった置き家具の修理や組み立て
	外構等の敷地内の住宅以外の工事	門扉や外壁、物置の設置や交換といった外構工事

(5) 延長保証保険を利用した長期保証制度の構築

増改築リフォーム保険を利用した建物は、増改築リフォーム保険の終了後に続けて延長保証保険を利用できるため、増改築リフォームを行った住宅に対して延長保証保険を利用した長期保証を提供できます。ただし、母屋の増築を行った場合は、既存建物部分のフルリフォームを実施していることが条件となります。

延長保証保険に加入できる期間は保険のコースに応じて次のとおりです。

メンテナンスコース	増改築リフォーム保険が満了を迎える住宅と、満了日から5年以内の住宅
検査コース	増改築リフォーム保険が満了を迎える住宅

(注) 検査コースの延長保証保険は15年周期のメンテナンスを前提として、新築や増改築リフォームの実施から継ぎ目のない延長保証を提供することを目的としているため、前契約の満了前に加入することを前提としていますが、やむを得ない事情がある場合は満了日から1年間は加入できます。

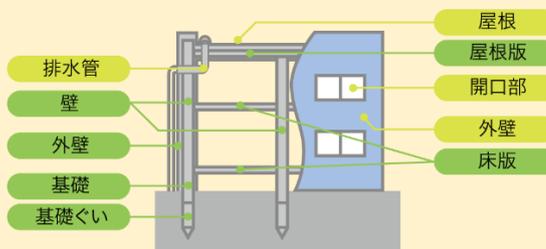
保険の対象となる構造耐力上主要な部分等

木造軸組工法の木造住宅の場合



構造耐力上主要な部分 雨水の浸入を防止する部分

鉄筋コンクリート造の住宅の場合

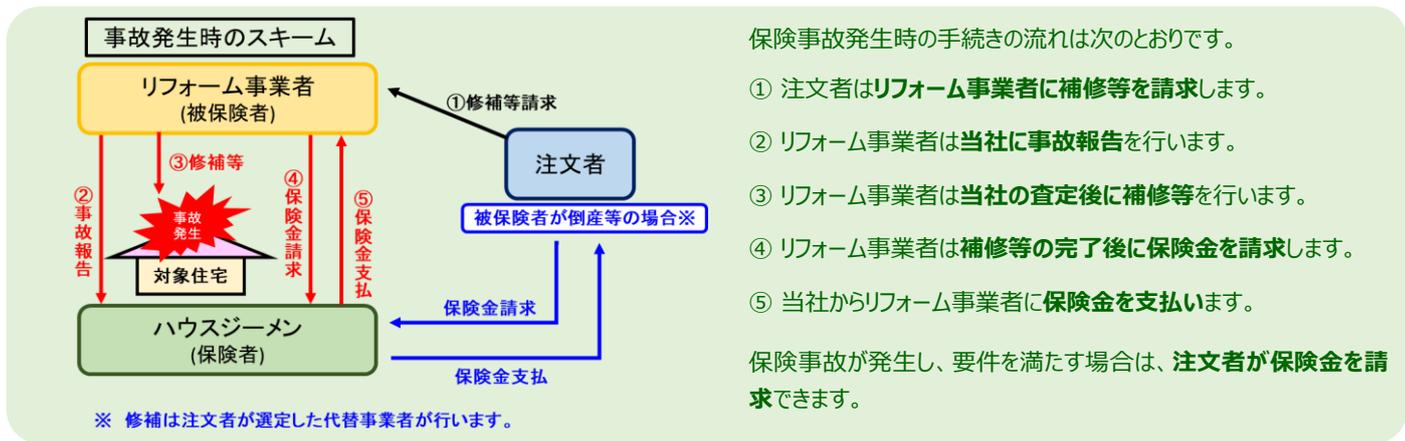


構造耐力上主要な部分 雨水の浸入を防止する部分

3. 保険金の支払の対象となる範囲

(1) 保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする場合 (保険事故)	<p>リフォーム工事の瑕疵に起因して、工事の実施部分に次の事由が生じた場合（保険事故）に、被保険者であるリフォーム事業者が実施する修補等の費用を対象に保険金を支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 ○ 雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合 ○ 工事の実施部分が社会通念上必要とされる性能を満たさない場合 (社会通念上必要とされる性能を満たさない事象の例は、本書末尾の「不具合事象」に記載しています)
注文者の直接請求	<p>次の場合は、リフォーム事業者が責任を負担すべき範囲で注文者が保険金を請求できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の発生時にリフォーム事業者が倒産している場合 ○ 事故の発生後、相当の期間を経過してもリフォーム事業者が修補等を行わない場合 (修補等を拒絶されたことをもって、直ちに直接請求ができる訳ではありません)



保険事故発生時の手続きの流れは次のとおりです。

- ① 注文者は**リフォーム事業者に補修等を請求**します。
- ② リフォーム事業者は**当社に事故報告**を行います。
- ③ リフォーム事業者は**当社の査定後に補修等**を行います。
- ④ リフォーム事業者は**補修等の完了後に保険金**を請求します。
- ⑤ 当社からリフォーム事業者**に保険金を支払**います。

保険事故が発生し、要件を満たす場合は、**注文者が保険金を請求**できます。

(2) お支払いする保険金の範囲

直接修補費用	材料費や労務費等の 住宅を原状回復させるために直接必要 となる費用
争訟費用	保険事故に関する 紛争を解決するために 行う訴訟や和解、調停、仲裁、示談に必要な費用
権利保全費用	被保険者が保険事故に関して 第三者に有する損害賠償等の請求権を保全 するための費用
調査費用	事故を補修するために、 事故の状況や発生部位、補修範囲、方法等 を確認するための費用
仮住まい・転居費用	住宅の居住者が 補修期間中に仮住まいを余儀なくされた場合 の、仮住まいや転居に必要な費用

4. 免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

(1) 故意・重過失により生じた損害

次の方の**故意や重過失**によって生じた損害には保険金を支払いません

- 被保険者であるリフォーム事業者やその下請負人
- 被保証者である注文者

(注) 当社のリフォーム工事設計施工基準の重大かつ明白な違反は重大な過失として取り扱います。

(2) 外来の事由等により生じた損害

外来の事由や天変地異	洪水、台風、暴風、暴風雨、たつ巻、豪雨等の自然災害 火災、落雷、爆発等の外来の事由 地震や噴火、これらに起因する津波
地盤沈下等	土地の沈下、隆起、土砂崩れ等の事象 土地造成工事の瑕疵
経年劣化等	虫食いはたはねずみ食い、住宅の性質による結露 瑕疵によらない住宅の自然の消耗(経年劣化)、さび、かび、腐敗、変色等の事象
住宅の仕様	採用された工法によって通常に生じる雨水の浸入やすきま、たわみ等の事象
不適切な維持管理	住宅の著しく不適正な使用や維持管理

(3) 保険の対象とならない損害

住宅以外への波及損害等	住宅以外の家財が壊れたことによる損害 住宅や家財が使用できなくなったことによる損害
塗装の色むら等	建築材料や、内外装、塗料等の色、色調や柄の選択、仕上面の色むらや濃淡
設備自体の不具合	設置した設備機器そのものの不具合（被保険者の施工瑕疵を原因とするものは対象）
期待した性能の不発揮	防音・断熱性能が達成できない場合等、注文者が意図した性能が発揮できない場合

(4) 事業者が責任を負わない瑕疵に起因する損害

注文者に起因する瑕疵	不相当と指摘を受けたうえで注文者が採用した設計施工や資材の瑕疵
検査適合後の工事の瑕疵	現場検査の適合後に行われた工事の瑕疵（工事には事故の修補工事を含まれます）

5. 主な特約およびその概要

保険契約に適用された特約は「**保険証券**」や「**保険付保証明書**」で確認できます。

塗装工事の瑕疵に起因する事故の保険責任期間の特例に関する特約（塗膜補償伸長特約）	外壁や屋根の塗装を行う場合に、 施工対象部分の塗膜の膨れや剥がれといった事象（塗膜事故）の担保期間を10年間とする特約 です。なお、塗膜の色あせ（白化）とチョーキング（白亜化）はこの特約の対象となる事象には含まれません。
故意・重過失損害担保特約	通常は免責となる故意等を原因とする損害や、告知義務違反を理由として保険金が支払われない損害について、 注文者の直接請求に限り保険金を支払う特約 です。この特約は注文者が宅建業者の場合は付帯できません。
保険料等の支払に関する特約	保険料の支払猶予を認める場合に付帯する特約 です。支払期日や支払いがされなかった場合の取扱いを規定しています。

6. 保険期間

リフォーム工事の完了日から **10年間**

7. 保険責任期間(担保期間)

構造・防水性能に関わる事故	10年間	母屋の増築と併せてフルリフォームに該当しない既存建物部分の工事を保険の対象とする場合は、その部分の担保期間は 5年間 です。
上記以外の事故	1 or 2年間	左記の期間から保険契約者が申込時に選択します。ただし、 塗膜補償伸長特約を付帯した場合の塗膜事故の担保期間は10年間 です。

(注) 既存建物部分の工事がフルリフォームに該当しない場合でも、保険期間伸長特約の対象工事を行う場合は、同特約を付帯して既存建物部分の構造・防水性能に関わる事故の担保期間を10年間とすることができます。同特約の詳細は一般リフォーム保険の重要事項説明書をご参照ください。

8. 保険契約の引受条件

(1) 保険金額（支払限度額）

- 基本保険金額(保険期間を通じての支払限度額)

2000万円

- 塗膜事故の支払限度額

塗膜補償伸長特約を付帯する場合の塗膜事故の支払限度額は**500万円**です。ただし、リフォーム事業者が希望する場合は、**次の金額の中から異なる金額を選択**できます。

100万円	200万円	300万円	1000万円	2000万円
-------	-------	-------	--------	--------

(注) 塗膜事故の支払限度額は、基本保険金額の内枠で適用します。

- 一事故ごとの支払限度額

次の費用については、**一事故につき次の金額の範囲内で実額を限度**とします。

調査費用	直接修補費用の 10% （最低10万円で上限50万円）
仮住まい・転居費用	50万円

- 当社が引き受ける保険契約単位の限度額

限度額はリフォームかし保険と大規模修繕かし保険の合算で算出します。

事業者ごとの限度額	同一年度に引き受けた保険契約における保険金額の合計金額の 10% (最低10億円)
引受契約共通限度額	同一年度に引き受けた保険契約を合算して 30億円

(2) 1事故あたりの免責金額

免責金額は保険金の請求者が負担します。注文者の直接請求の場合は、**最低額の10万円を一律で適用**します。

免責金額	保険金の支払対象となる損害の額の 20% （最低10万円）
------	--------------------------------------

注 意 喚 起 情 報

1. 事故が発生した場合の手続き

リフォーム事業者	<ul style="list-style-type: none">○ 注文者から雨漏れ等の連絡を受けた場合は、状況を確認のうえ、当社に連絡してください。保険事故に該当する可能性がある場合は事故報告書を提出していただけます。○ 保険事故の解決のために、当社がリフォーム事業者に代わって注文者と交渉を行うサービスはありません。保険事故が発生した場合は自身で注文者との交渉や調整を行ってください。○ 当社の承認を受ける前に修補を行った場合、瑕疵があることや必要な補修の内容が確認できず、保険金をお支払いできないことがあります。
注文者	<ul style="list-style-type: none">○ 雨漏れ等を発見した場合は速やかにリフォーム事業者に連絡してください。リフォーム事業者から連絡を受け、保険事故に該当する可能性がある場合はリフォーム事業者から事故報告書の提出を受けます。○ 直接請求の要件に該当する場合は当社に連絡してください。保険事故に該当する可能性がある場合は事故報告書を提出していただけます。この場合、補修を行う代替事業者は注文者が手配します。

2. 注文者による直接請求の取扱い

次のいずれかの場合は、**リフォーム事業者が責任を負担すべき範囲で注文者が当社に保険金を請求**できます。この場合、争訟費用と権利保全費用は支払いの対象となりません。リフォーム事業者が修補を行うことが原則となりますので、後者の場合は補修を断られたからと言って直ちに直接請求ができるわけではないのでご注意ください。

- 事故が発生時にリフォーム事業者が倒産している場合
- 事故の発生後、相当の期間を経過してもリフォーム事業者が修補等を行わない場合

3. 故意・重過失の場合における取扱い

故意・重過失損害担保特約を付帯した保険契約では、注文者による直接請求の場合に限り、**次の事由により保険金を支払われない損害（故意重過失損害）**に対しても保険金を支払います。

- リフォーム事業者等の故意や重過失を原因とする損害
- リフォーム事業者に告知義務違反がある場合

取扱いの注意点は次のとおりです。

- 注文者の故意・重過失を原因とする場合や、告知義務違反を知っていた場合は対象となりません。
- お支払いする保険金は、当社が故意重過失損害に関して支払いを受ける再保険金の額が限度となります。

保険金の請求手続きにおける留意事項

- 保険事故の原因(瑕疵があること)は**請求者が究明して当社に提示**する必要があります(直接請求の場合も同様です)。保険金の支払いにあたり、瑕疵の有無や補修範囲の妥当性の確認のために当社から現地に調査員を派遣することがありますが、当社が主体となって瑕疵の有無等を確認することはありません。
- 支払対象となる直接修補費用は、**保険事故を原状回復するために直接必要となる費用**に限られます。仕様変更によるグレードアップや、被害が生じていない部分に対する予防保全的な工事のために必要となる費用は保険の対象となりません。
- 直接請求の場合は、ハウスジューメンが補修業者を斡旋するサービスはありません、**注文者自身で補修を行う代替事業者を手配**していただく必要があります。

4. 個人情報の取扱い

当社の営む業務の実施やサービス（関連会社が取り扱う商品およびサービスを含む）の案内等を目的に利用します。

当社は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しません。

- ・法令に基づく場合や、人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- ・当社グループ会社との間で共同利用を行う場合
- ・利用目的の達成に必要な範囲内で業務委託先や再保険引受先等に提供する場合 など

詳細については、当社ホームページ（<https://www.house-gmen.com>）をご参照ください。

プライバシーポリシーは右の二次元バーコードから確認いただけます。



5. 保険事故発生時の写真の利用

当社は、保険金請求手続きで取得した事故発生部位等の写真について、**事故の削減を目的とした資料や研修資料の作成等のために利用**することがあります。この場合、関係者や住宅が第三者から特定できない方法で写真を利用します。

6. ハウスジメメン破綻時の取扱い

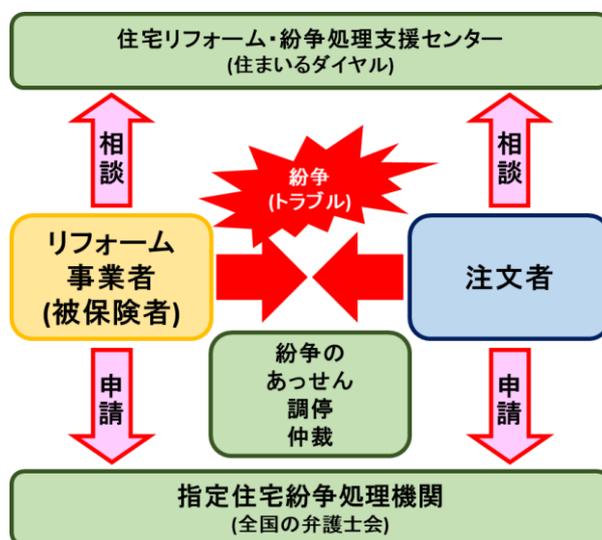
経営の破綻等により、当社が保険法人の指定を取り消された場合は、当社との間で締結した保険契約は**国土交通大臣の指定を受けた保険法人**に引き継がれます。

7. 保険証券と保険付保証明書

当社は、保険契約の締結後に「**保険証券**」と「**保険付保証明書**」を発行します。「**保険付保証明書**」は**リフォーム事業者から注文者に提供**してください。これらの書類には保険の契約内容が記載されていますので、保険期間中は破棄せずに保管ください。（webを選択している場合は、保険証券はポータルサイト内で保管されます）

8. 紛争処理等に関する事項

リフォーム事業者と注文者の間で**リフォーム工事に関するトラブルが発生した場合**は、次のサービスを利用できます。



(1) 電話相談

住まいるダイヤルを利用して、**一級建築士の資格を持った相談員に相談**できます。通常窓口はナビダイヤルですが、保険付き住宅専用のフリーダイヤルを利用できます。

通常窓口（ナビダイヤル）

0570-016-100

受付時間 平日 10:00～17:00

(2) 専門家相談

弁護士と一級建築士に対面で相談できる事前予約制のサービスを利用できます。（相談時間は1時間で原則無料）

(3) 裁判外の紛争解決手続き

■ リフォーム事業者と注文者との間の紛争処理

住宅紛争審査会(指定住宅紛争処理機関)による裁判外の紛争解決手続き(ADR)を利用できます。紛争解決手続きは「あっせん」、「調停」、「仲裁」から選択でき、手数料は10,000円(消費税非課税)です。

紛争解決手続きに対する当社の対応

- ・住宅紛争審査会から意見の照会があった場合は、意見書を提出します。
- ・住宅紛争審査会が必要と認める場合は、利害関係人として紛争解決手続きに参加します。
- ・紛争解決手続きで成立した和解の結果を尊重します。また、当社が利害関係人として紛争解決手続きに参加した場合は、特段の事情がない限り提示された和解案等を受け入れます。

■ 当社との間の保険金の支払いに関する紛争処理

注文者が直接請求に対する当社の査定結果を受け入れられない場合は、住宅紛争審査会に当社を相手方とする紛争解決手続きを提起できます。利用するための手数料は上記と同様です。

紛争解決手続きに対する当社の対応

- ・特段の事情がない限り、住宅紛争審査会から提示された和解案等を受け入れます。

9. 保険協会審査会への審査請求

リフォーム事業者が保険事故に対する当社の査定を受け入れられない場合は、住宅瑕疵担保責任保険協会に審査を請求できます。審査を請求するための要件は次のとおりで、手数料は50,000円(消費税別途)です。

- 当社に保険事故の連絡をした日から原則2ヶ月以上経過していること
- 請求者が当社に提出した個人情報を含む情報を審査会に提供することに同意すること

住宅瑕疵担保責任保険協会 審査会窓口	03-3580-0338	受付時間 平日 9:00~17:00
--------------------	--------------	-----------------------

10. この保険契約に関するハウスジーマンの各種窓口

受付センター(お問合せ全般・保険事故の受付)	03-5408-8486	受付時間 平日 9:00~17:00
お客様相談室(相談、苦情)	03-5408-6088	
夜間休日受付窓口 (お客様相談や保険事故の一報受付)	0120-516-335	受付時間 平日 18:00~翌朝 9:00 土日祝日 24時間

リフォーム事業者を確認いただきたい事項

1. 告知および通知等の義務

(1) 保険契約申込時における注意事項（申込書の記載に関する注意事項）

リフォーム事業者には、**申込時に当社に重要な事項を申し出る義務（告知義務）**があります。申込書や提出書類に事実と異なる事項を記載した場合は、保険金をお支払いできないことがあります。虚偽記載が確認された場合は、当社から保険契約を解除できます。

(2) 保険契約締結後における注意事項

リフォーム事業者には、**申込後に次の事由が生じる場合に当社に通知する義務（通知義務）**があります。通知がない場合は保険金を支払えないことがあります。変更により危険が増加する場合は、当社から保険契約を解除できます。

- 補償内容の重複する保険契約を締結しようとする場合や、存在を知った場合
- 申込書や提出書類の記載事項を変更しようとする場合や、変更が生じたことを知った場合

2. 保険料とその支払方法

(1) 保険料について

保険料は**保険料と現場検査料の合計**です。保険料は**増改築リフォームの対象部分の床面積等**により異なります。

- 保険料は非課税です。
- 現場検査料には、別途消費税が加算されます。

(2) 保険料の支払方法

原則として**登録口座からの口座振替の方法での支払い**となりますので、事前に振替口座を登録してください。なお、口座振替の取扱いは次のとおりです。

- 振替日は**申込受理月の翌々月5日**（休日の場合は翌営業日）です。事前に振替に必要な残高を用意してください。
- 振替日に振替ができなかった場合は、別途指定する期日までに振込みにより支払いいただきます。
- 口座振替に対する領収書は発行しません。

銀行振込みの方法で保険料を支払う場合は、**振込手数料を負担のうえ、全額を期日（保険申込受理月の翌月末）まで**にお支払いください。いずれの場合も、**期日までに支払いがされない場合は、当社から申込みの取消し**ができます。

(3) 最終検査日の変更等による現場検査料の取扱いについて

最終検査日の変更等により現場検査料が変更となる場合は、**生じた差額を精算**します。

3. 申込手続きにおける注意事項

(1) 注文者への保証と保険の概要説明

「**保険概要説明書**」を使用して注文者に提供する**保証の概要と保険の内容のうち注文者に関わる部分を説明**してください。説明後、「**契約内容確認シート**」に注文者の**記名押印**をいただき、**申込時に当社に提出**してください。

- ・保証と保険の概要説明には、ハウスジーンのホームページで公開している概要説明動画を利用できます。
- ・概要説明動画には、「**保険概要説明書**」の右上の二次元バーコードからスマートフォン等で直接アクセスすることができます。

(2) 現場検査

当社は**現場検査**を行い、**リフォーム工事の施工状況を確認**します。適合しない場合は保険契約を締結できません。現場検査は**増改築リフォームの種類に応じて次の時期**に実施します。現場検査では**リフォーム工事が「リフォーム工事設計施工基準」に従って行われていることを確認**します。

増築工事	■ 基本(検査内容は新築瑕疵保険で階数3以下の住宅に実施する現場検査と同じです)		
	基礎配筋検査	実地検査	増築部分の基礎配筋工事の完了後、コンクリートの打設を開始するまでの間に行います。
	躯体防水検査	実地検査	増築部分の金物と耐力壁の施工後、石膏ボードと断熱材の施工を完了するまでの間(建て方完了時)に行います。
	■ 既存建物部分の工事を保険の対象とする場合の追加検査 (施工中検査は既存建物部分の構造材や防水紙の新設(交換を含む)を行わない場合は実施しません)		
	施工中検査	実地検査	既存建物部分の構造材と防水紙の工事のうちのいずれかの工事が完了したタイミングで行います。
	完了後検査	写真確認	この検査は、リフォーム事業者が工事完了後に撮影する既存建物部分の施工状況の写真を確認して行います。
フルリフォーム	施工中検査	実地検査	外壁の防水紙の施工が完了したタイミングで行います。
	完了後検査	写真確認	この検査は、リフォーム事業者が工事完了後に撮影する施工状況の写真を確認して行います。

現場検査について

現場検査は申込者からの検査委託に基づいて行うものではなく、当社がこの保険を引き受けるために行うもので、**その結果は当社に帰属**します。そのほか、現場検査の留意点は以下のとおりです。

- 現場検査は、**リフォーム工事の施工部分に顕在化している問題がないか確認することを目的**とするものです。検査に適合したことをもって、瑕疵がないことや施工品質を保証するものではありません。
- 現場検査は**抜き取り検査**です。施工部分の全数を確認するものではありません。
- 現場検査では、**安全に移動できる場所から目視や計測ができる範囲で確認**を行います。足場や屋根に上ったの検査や、屋上のうち危険と判断されるような場所からの確認は行いません。
- 現場検査の実施には**申込者の立会が必要**です。立会者不在で実施することはできません。

(3) 保険証券の発行

○ 保険証券の発行

当社は、**対象工事が増築工事**だけの場合は「**工事完了日の通知**」を受けて、母屋の増築と併せて**既存建物部分の工事を保険の対象とする場合**や**フルリフォームの場合**は(2)の現場検査への適合後に「**保険証券**」を発行します。

銀行振込みで保険料を支払うリフォーム事業者が与信基準を満たさない場合は、支払期日に関わらず「**保険証券**」は**保険料支払後の発行**となるため、発行を急ぐ場合は、支払期日に関わらず、請求書受領後の速やかな支払いをお願いします。

○ 保険付保証書の注文者への交付

「**保険証券**」と合わせて「**保険付保証書**」を発行しますので、**リフォーム事業者から注文者に提供**してください。

○ web証券の取扱い

保険証券を「web発行」としている場合は、「**保険証券**」と「**保険付保証書**」は**web証券**としてポータルサイト上で発行します。リフォーム事業者は**保険期間中いつでもポータルサイトから保険証券を閲覧**できます。「**保険付保証書**」は次のいずれかの形式で**注文者に提供**してください

- ◆ ポータルサイトから印刷した書面
- ◆ ダウンロードした電子ファイル(PDF)

4. その他

(1) 当社による申込みの取消し

次の場合、**当社から保険の申込みを取り消す**ことができます。この場合、保険料と未実施の現場検査料を返戻します。この際所定の事務手数料を申し受けます。

保険料の支払いがされない場合	保険料が支払期日までに支払われず、猶予期限を過ぎても支払いがされない場合
現場検査に適合しない場合	申込日から6ヶ月が経過しても現場検査に適合しない場合

(2) 保険証券発行後の条件変更

事前に**注文者の同意**を得ないで、契約条件の変更や解約はできません。

(3) 保険契約の無効について

この保険契約は、**法律上無効となる場合のほか、保険契約の締結に関して詐欺等の行為があったときは無効**となります。**保険契約の無効が当社の帰責によらない場合は保険料のうち次の金額を返戻**します。ただし、リフォーム事業者等の詐欺による無効の場合は、保険料は返戻しません。

保険料から事務手数料を差し引いた金額のうち、当社が無効の事実を知った日以降の期間（1年単位）に対応する金額

(4) 満期返戻金・契約者配当金

この保険契約には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

(5) クーリングオフ(契約申込みの撤回)

この保険は事業のための保険であり、クーリングオフ（契約申込みの撤回）の対象とはなりません。

別表 「不具合事象」

リフォーム工事を実施した部分		事象
コンクリート工事	玄関土間、犬走り、はテラス等の構造耐力上主要な部分以外のコンクリート部分	著しい沈下や、ひび割れ、不陸、隆起が生じること
木工事	床、壁、天井、屋根、階段等の木造部分	著しいそりや、すきま、割れ、たわみが生じること
ボード、表装工事	床、壁、天井等のボード・表装工事部分	仕上材に著しい剥離や、変形、ひび割れ、変質、浮き、すきま、しみが生じること
建具、ガラス工事	内部建具の取付部分	建具や建具枠に著しい変形や、亀裂、破損、開閉不良、がたつきが生じること
左官、タイル工事	壁、床、天井等の左官や、吹付け、タイル工事の対象部分	モルタル、プラスター、しっくい、タイル等の仕上部分や目地部分に著しい剥離や、亀裂、破損、変退色が生じること
塗装工事	塗装仕上部分	著しい白化や、白垂化、はがれ、亀裂が生じること
屋根工事	屋根仕上部分	屋根ふき材に著しいずれや、浮き、変形、破損、排水不良が生じること
内部防水工事	浴室等の水廻り部分の工事部分	タイル目地の亀裂、破損、防水層の破断や、水廻り部分との接合部の防水不良が生じること
断熱工事	壁、床、天井裏等の断熱工事の対象部分	断熱材のはがれが生じること
防露工事	壁、床、天井裏等の防露工事の対象部分	適切な換気状態での水蒸気の発生しない暖房機器の通常の使用下において、結露が生じること
電気工事	配管・配線工事の対象部分	破損や作動不良が生じること
	コンセント・スイッチの取付部分	作動不良が生じること
給水、給湯、温水暖房工事	配管工事の対象部分	破損や、水漏れ、作動不良が生じること
	蛇口、水栓、トラップの取付部分	破損や、水漏れ、作動不良が生じること
	厨房・衛生器具の取付部分	破損や、水漏れ、排水不良、作動不良が生じること
排水工事	配管工事の対象部分	排水不良や水漏れが生じること
汚水処理工事	汚水処理槽の取付工事の対象部分	破損や、水漏れ、作動不良が生じること
ガス工事	配管工事の対象部分	破損や、ガス漏れ、作動不良が生じること
	ガス栓の取付部分	
雑工事	小屋裏、軒裏、床下換気孔の設置部分	脱落や、破損、作動不良が生じること



株式会社 ハウスジーマン

国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

国土交通大臣登録 住宅性能評価機関

住宅金融支援機構 適合証明検査機関

〒105-0003

東京都港区西新橋 3-7-1 ランディック第2新橋ビル

©2024 株式会社ハウスジーマン